

## 船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年3月9日 07時50分ごろ
発生場所	熊本県天草市横島北方沖 横島灯台から真方位284°430m付近 (概位 北緯32°22.8′ 東経130°13.9′)
事故の概要	プレジャーボート石川丸は、係留作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年4月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 石川丸、総トン数なし（長さ2.23m） なし、個人所有 第293-30900号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡れ損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、船外機を停止して船首を北方に向け、養殖筏に船首部と船尾部から係留索を取って右舷着けで係留し、船長が船尾部で、同乗者が船首部でそれぞれ座って釣りを行っていたところ、船首部の係留索が解け、船首部が北西方に離された。</p> <p>船長は、船首部を養殖筏に寄せる目的で、右舷舷縁越しに同筏の鋼管を持って引き寄せ、同乗者に右舷側で係留索を持たせていたところ、約20～30m北西方沖を漁船が南西進し、その航走波を左舷側から受けて本船が動揺した際、右舷側への傾斜が増し、右舷舷縁を越えて海水が流入し、本船が右舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出されたものの自力で養殖筏に上がり、船長が118番通報した。</p> <p>船長及び同乗者は、膨脹式救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、海面から舷縁までの高さが約30cmであった。</p>
分析	本船は、船首部を養殖筏に係留作業中、船長が、船首部を同筏に寄せようとして、右舷舷縁越しに同筏の鋼管を持って引き寄せ、同じく船首部にいた同乗者に右舷側で係留索を持たせていたところ、船体の重心が右舷側に偏ったことから、左舷側から航走波を受けて動揺した際、右舷側への傾斜が増し、右舷舷縁を越えて海水が流入し、右舷側に転覆したものと推定される。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、船首部を養殖筏に係留作業中、船長が、船首部を同筏に寄せようとして、右舷舷縁越しに同筏の鋼管を持って引き寄せ、同じく船首部にいた同乗者に右舷側で係留索を持たせていたところ、船体の重心が右舷側に偏ったため、左舷側から航走波を受けて動揺した際、右舷側への傾斜が増し、右舷舷縁を越えて海水が流入し、右舷側に転覆したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、乾舷が小さく、波の影響を受けやすい小型の船舶に乗船する場合、乗船者の位置や姿勢の変化による重心の移動で船が傾きやすいので、養殖施設などに係留しないこと。</li></ul>